



経営者トップセミナー

令和5年10月16日

日本繊維産業連盟



繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン（2022年7月公表）

JTF Japan Textile Federation 日本繊維産業連盟

繊維産業における 責任ある 企業行動 ガイドライン

- 中小企業を主な対象とした世界初のデュー・ディリジェンス(DD)・ガイドライン。
- 労働者の人権に特化。
- 日本固有の取組み（外国人技能実習制度、取引適正化）についても記載。
- 手続きのみならず、確認すべき具体的な項目についても解説。
- DD初心者向けに具体的確認事項を例示した「チェックリスト」を用意。
- 説明会等での普及を図るだけでなく、専門家（社労士）の支援を得る方向で全国社労士会連合会と連携。

<https://jtf-net.com/index.htm>

○人権に関する深刻な課題あり

- 米政府が問題視する外国人技能実習制度の違反事案が多い
海外サプライチェーンでの劣悪な労働環境、人権侵害のおそれ

○長年取り組んできた取引適正化を生かすべき

サプライチェーンにおける人権侵害の一類型である「助長」に理解あり

○生き残りのため高付加価値品の海外展開へ

欧米への展開上、環境・人権問題への対応が必須

○労働力不足への対応

人口減少から来る構造的な人手不足の顕在化

= 外国人のみ選択肢。リスクの高い外国人技能実習制度を活用せざるを得ない

取引適正化・外国人技能実習制度運用適正化に向けた業界横断的な取り組み

- 2000(H12) ➤ 小売と卸売との取引契約書のひな型を開発（繊維産業流通構造改革推進協議会）
- 2003(H15) ➤ 「経営トップ合同会議」立上げ（同協議会）アパレルと流通間の適正取引に向けた取り組み開始
アパレルとテキスタイルとの取引契約書のひな型を開発
- 2004(H16) ➤ 「TAプロジェクト取引ガイドライン第1版」策定（同協議会）
「副資材、ニット製品、製品、ユニフォーム商品等に関する取引ガイドライン」、
「間接取引に係る取決め」「品質問題に関する取決め」を2006年にかけて追加
- 2006(H18) ➤ 「TAプロジェクト取引ガイドライン」に基づく聴き取り調査開始（同協議会）（実施状況を確認）
- 2007(H19) ➤ 「TAプロジェクト取引ガイドライン第2版」策定（同協議会）相互の責任やリスクとリターン、役割
と機能を明確化
- 2017(H29) ➤ 「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」策定
（日本繊維産業連盟／同協議会）
- 2018(H30) ➤ 「繊維産業技能実習事業協議会」立上げ(3月)（経済産業省／日本繊維産業連盟）
➤ 「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施のための取組」公表(6月)
- 2019(H31) ➤ 「TAプロジェクト取引ガイドライン第3版」策定（同協議会）
「縫製業に関するガイドライン」、「染色加工での生機に関する取決め」を追加
- 2020(R2) ➤ 「2030年にあるべき繊維業界への提言」公表（日本繊維産業連盟）
- 2021(R3) ➤ 「繊維産業のサステナビリティに関する検討会報告書」公表（7月）（経済産業省）
- 2022(R4) ➤ 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」策定（7月）（日本繊維産業連盟）
- 2023(R5) ➤ 「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」（9月）（日本繊維産業連盟）

繊維産業技能実習事業協議会の開催状況

- 第1回 平成30年3月23日
- 第2回 平成30年4月23日
- 第3回 平成30年5月29日
- 第4回 平成30年6月19日

「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」公表

- 第5回 平成30年10月11日
- 第6回 平成30年12月20日
- 第7回 平成31年4月25日
- 第8回 令和元年11月1日
- 第9回 令和2年7月13日
- 第10回 令和3年12月20日
- 第11回 令和5年7月25日

- ・加盟企業で技能実施実習法令違反による認定取り消しが発生した時の情報共有
- ・構成員団体より技能実習・取引適正化に関する会合の開催状況の報告
- ・構成員団体及び所属企業による取組の紹介
- ・取組の進捗状況に関するアンケート調査
- ・厚生労働省、出入国在留管理庁からの情報提供

繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組 (2018年6月公表)

別紙

繊維産業における外国人技能実習の
適正な実施等のための取組

平成 30 年 6 月 19 日
繊維産業技能実習事業協議会

1.問題の背景

- 法令違反等を行った受入企業の法令遵守意識に大きな問題がある。
- 発注工賃が技能実習生等の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる（技能実習の問題にとどまらず、商慣行の問題として、発注工賃をはじめ、取引全般の適正化の推進が必要）。
- アパレル企業等が自社のサプライチェーンにおける技能実習の実態をほとんど把握していない（自社の サプライチェーンにおいて問題があっても、認識しないまま自社ブランド商品を消費者に提供している可能性）

2.繊維業界としての取組

- (1) 技能実習に係る法令遵守等の徹底
- (2) 取引適正化の推進
- (3) 発注企業の社会的責任
(サプライチェーンに対する責任)
- (4) 業界団体における体制の整備

○人権に関する深刻な課題あり

- 米政府が問題視する外国人技能実習制度の違反事案が多い
海外サプライチェーンでの劣悪な労働環境、人権侵害のおそれ

○長年取り組んできた取引適正化を生かすべき

サプライチェーンにおける人権侵害の一類型である「助長」に理解あり

○生き残りのため高付加価値品の海外展開へ

欧米への展開上、環境・人権問題への対応が必須

○労働力不足への対応

人口減少から来る構造的な人手不足の顕在化

=外国人のみ選択肢。リスクの高い外国人技能実習制度を活用せざるを得ない

先進国における最近の人権関係の法規制の動き

- 2012年 米国・カリフォルニア州「サプライチェーンの透明性に関する法律」**
一定規模以上の小売業者又は製造業者を対象に、サプライチェーンにおける奴隷労働・人身取引に関するデュー・ディリジェンスを義務化。
- 2015年 イギリス「現代奴隷法」**
一定規模以上の企業に対し、「奴隷と人身取引に関する声明」を毎年公表することを義務付け。
- 2017年 フランス「企業注意義務法」**
大企業の人権・環境デュー・ディリジェンスを義務化。
- 2018年 オーストラリア「現代奴隷法」**
一定規模以上の企業に対し、奴隷労働と人身取引に関する取組の開示を義務化。
- 2019年 オランダ「児童労働デューデリジェンス法」**
オランダでビジネスを行うすべての企業に児童労働に係るデュー・ディリジェンスを義務化。2023年施行予定なるも現時点で未施行。
- 2021年 ドイツ「サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス法」**
一定規模以上の企業に対し、人権・環境等に関するデュー・ディリジェンスを義務化。2023年施行予定。
- 2022年 EU「人権デュー・ディリジェンス指令案」**
指令の施行から2年以内に、各加盟国が人権デュー・ディリジェンスを義務化する法律を制定。
- 米国「ウイグル強制労働防止法」**
新疆ウイグル自治区で採掘、生産、製造された製品は強制労働によるものと推定し、強制労働によらないことが証明されない限り、輸入禁止。

○人権に関する深刻な課題あり

- 米政府が問題視する外国人技能実習制度の違反事案が多い
海外サプライチェーンでの劣悪な労働環境、人権侵害のおそれ

○長年取り組んできた取引適正化を生かすべき

サプライチェーンにおける人権侵害の一類型である「助長」に理解あり

○生き残りのため高付加価値品の海外展開へ

欧米への展開上、環境・人権問題への対応が必須

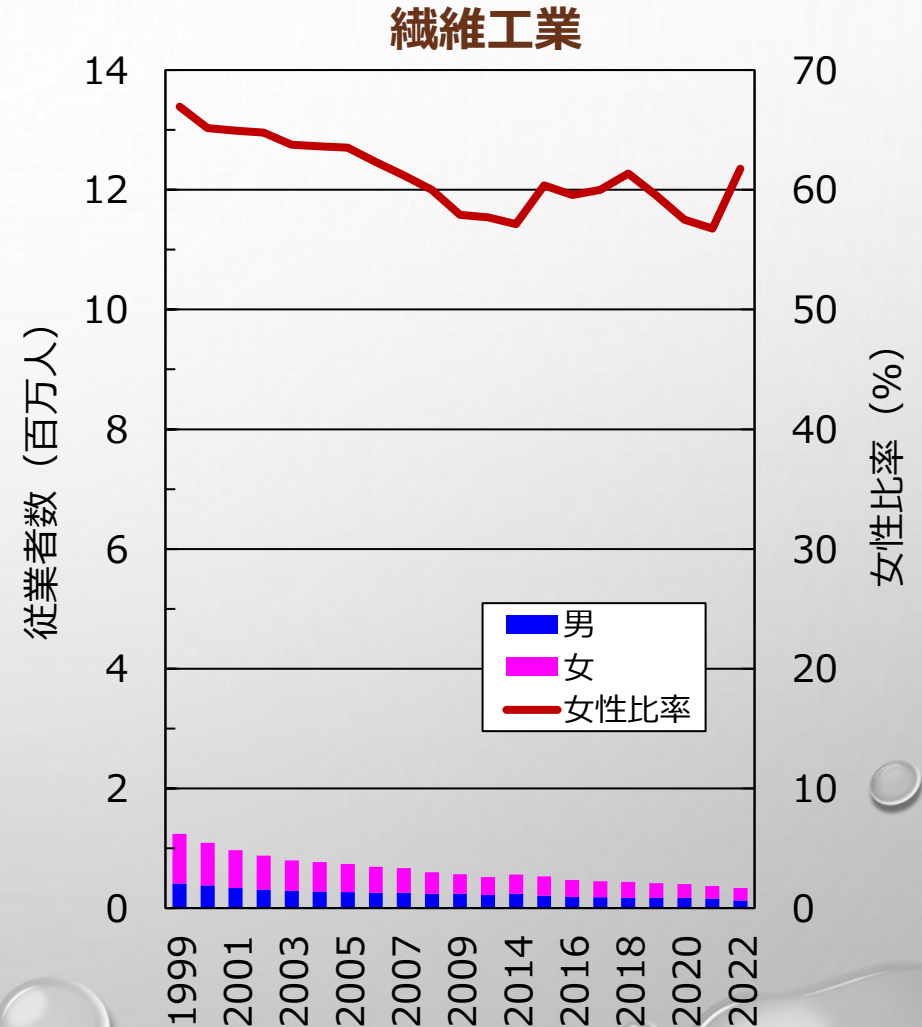
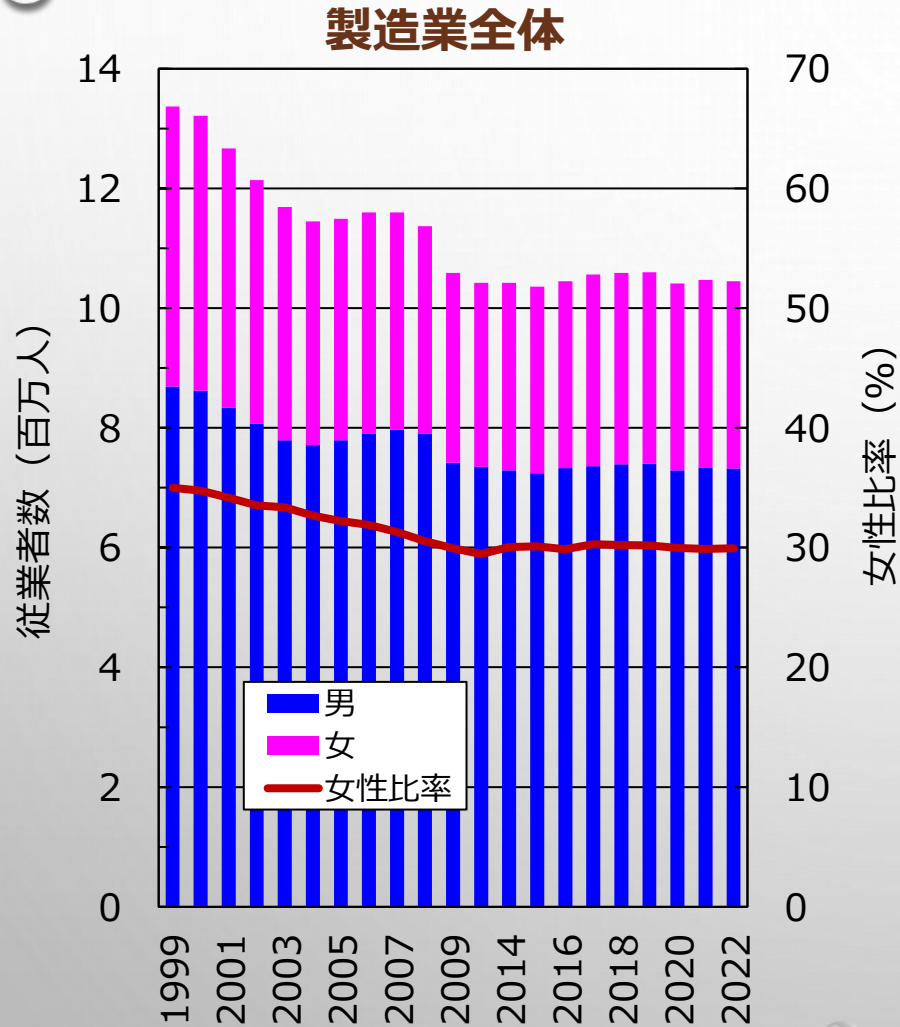
○労働力不足への対応

人口減少から来る構造的な人手不足の顕在化

= 外国人のみ選択肢。リスクの高い外国人技能実習制度を活用せざるを得ない

日本の繊維産業の推移（男女別雇用）

- 長年、女性が過半を占め、他の製造業と比較して女性比率が高い。

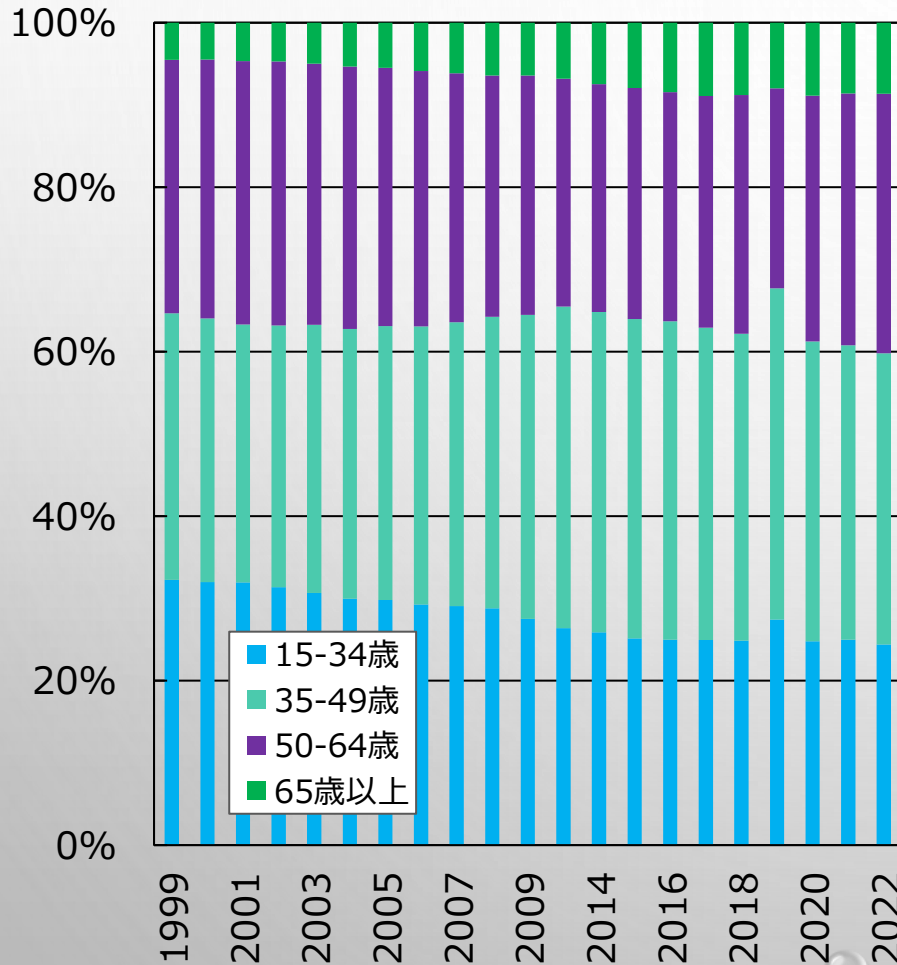


日本の繊維産業の推移（年齢別雇用）

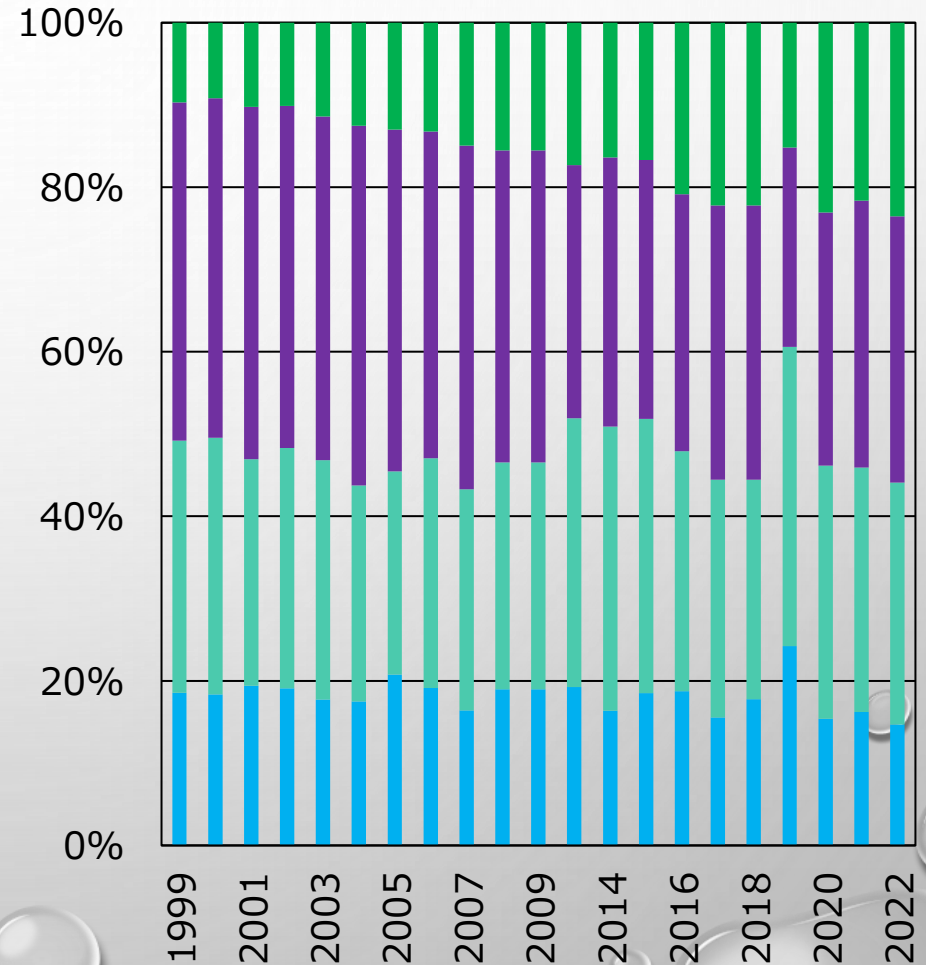
- 他の製造業と比較して高齢者比率が高い。
- 高齢者雇用に貢献していると言えるが、低賃金等のため、若年層の雇用がままならないのが現状。

年齢別就業者数比率

製造業全体



繊維工業



ガイドライン普及実績

<2022年>

- | | |
|----------|---|
| 2022年 8月 | 繊維学会夏季セミナー 基調講演 |
| 2022年 9月 | 繊維産連主催オンライン説明会（会員ページにて動画配信）
石川県繊維物構造改善工業組合講演会 |
| 2022年10月 | 関西ファッション連合理事会での説明
日本絹人繊維工業組合連合会理事会での説明
全国社労士会連合会 研修用ビデオ撮り
日経ヴェリタス 取材 |
| 2022年11月 | 日本アパレル・ファッション産業協会トップセミナー
東レ経営研究所 広報誌取材
ファッションビジネス学会 全国大会基調講演
フルカイテン・セミナー
アジア太平洋研究所研究会にてディスカッション |
| 2022年12月 | JP-MIRAI公開フォーラムにて説明 |

ガイドライン普及実績

<2023年>

- 2023年 1月 経済産業省主催人権ガイドライン説明会
- 2023年 2月 EU代表部主催ジェンダーセミナー
OECD・繊維履物セクターDDフォーラムに登壇
- 2023年 3月 日経ビジネス 取材
日本自動車部品工業会との意見交換
- 2023年 5月 太陽光発電協会との意見交換
- 2023年 6月 日本ボディーファッション協会総会での説明
- 2023年 8月 繊維研新聞社 取材、及び同社主催人権セミナー
- 2023年 8-9月 五県中央会主催外国人技能実習セミナーでの説明
- 2023年 10月 国際人材協力機構（JITCO）交流大会での説明
- 2023年 11-12月 日本化学繊維協会、日本紡績協会、JSFAでのセミナー
(予定)

繊維産業における責任ある企業行動実施宣言（2023年9月）

繊維産業における責任ある企業行動実施宣言 （ひな形：サプライチェーン管理型）

当社は、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に関与する、外国人技能実習生を含む全ての労働者の人権を尊重すべく、当社製品のサプライチェーンの直接・間接取引先の皆様のご協力も得て、以下の行動を実施することを宣言します。（注1）

1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント
人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針（コミットメント）を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。
また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていくとともに、当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先の方々にも、当社と同様の取組を行っていただくべく、取引先とのエンゲージメントも進めます。
2. チェックリストによる人権リスクのチェック
同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社及び当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先における人権リスクをチェックしていきます。
3. リスクの防止、軽減にむけた行動
人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。
4. PDCA
人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。
5. 情報公開
当社における人権の尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。（注2）
当社ウェブページ <https://www. />

○年○月○日

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（注1）各項目について、具体的な取組事例があれば、できる限り記載してください。

（注2）ウェブページでの公表が望ましいですが、それ以外の方法で公表する場合は、具体的な公表方法を記載してください。

● 目的

- 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の浸透
- 人権課題にしっかり対応している企業の発信の場

● 宣言ポイント

1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント
2. チェックリストにおける人権リスクのチェック
3. リスク防止、軽減に向けた行動
4. PCDA
5. 情報公開

繊維産業における責任ある企業行動実施宣言：宣言企業

(10月10日時点)

業 種		企業数
111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	44
112	織物業	149
113	ニット生地製造業	28
114	染色整理業	16
115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業	20
116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)	211
117	下着類製造業	30
118	和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り製造業	34
119	その他の繊維製品製造業	23
511	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	26
512	衣服卸売業	46
513	身の回り品卸売業	8
56	各種商品小売業	1
	561 百貨店、562 総合スーパーマーケット、563 コンビニ エンスストア、564 ドラッグストア、565 ホームセンター、 566 均一価格点、569 その他の各種小売業	
571	呉服・服地・寝具小売業	2
572	男子服小売業	1
573	婦人・子供服小売業	5
574	靴・履物小売業	0
579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1
	その他	5
合 計		650